

## 令和6年度三重県外国人留学生への奨学金支給に係る支援事業費補助金実施要項

### 1 概要

外国人留学生が介護福祉士資格を取得し、県内の介護職場へ就労することを支援するため、将来の就労予定先である介護施設等が外国人留学生に支給する奨学金に係る費用の一部を補助する。

### 2 補助対象事業者

介護福祉士資格の取得を目指し、介護福祉士養成施設の卒業年度に介護福祉士試験を受験する意思のある留学生（※1）に対し、学費や生活費などを貸与又は給付する介護施設等（※2）とする。

（※1）介護福祉士養成施設への入学を前提とした日本語学校在学学生及び介護福祉士養成施設在学学生

（※2）三重県内に所在する介護保険法に基づく指定介護サービス事業所及び施設の開設者

### 3 対象経費及び補助基準額

修学機関	補助上限額			補助対象期間
	対象経費	基準額	補助率	
日本語学校	学費	年額 60 万円以内	基準額の 1 / 3	1 年以内
	居住費などの生活費（※3）	年額 36 万円以内		
介護福祉士養成施設	学費	年額 60 万円以内	基準額の 1 / 3	正規の修学期間（※4） （2～4年）
	入学準備金	20 万円以内 （1 回限り）		
	就職準備金	20 万円以内 （1 回限り）		
	介護福祉士試験受験対策費用	一年度 4 万円以内		
	居住費などの生活費（※3）	年額 36 万円以内		

（※3）民間賃貸住宅の家賃のほか、食費・光熱費等日常生活上で継続的に発生する経費。（学費・介護福祉士試験受験対策費用を除く。）

（※4）病気等の真にやむを得ないと知事が認める事由により留年した期間については補助対象期間に含める。

#### 4 事業要件

- (1) 奨学金貸与又は給付に関する規定を定め、規定に則り外国人留学生と補助事業者との間で貸与又は給付の契約が結ばれていること。
- (2) 令和6年4月1日から令和7年3月31日の間に、介護施設等（補助事業者）が留学生本人に対して直接支給した奨学金であること。ただし、学費については、留学生本人ではなく、修学機関（日本語学校又は介護福祉士養成施設）に対して直接支払った場合についても補助対象経費と認める。
- (3) 本事業の実施にあたっては、別添「留学生が貸与型奨学金により学費等の経費を支弁しようとする場合の留意事項」（平成30年3月法務省入国管理局）を十分に留意すること。
- (4) 類似する他の国庫補助事業等を重複して交付を受けていないこと。  
※他制度と本事業が重複しない場合は、他制度との併給を認める。  
(併給の対象例)
  - ・日本語学校修学分について本事業を利用し、介護福祉士養成施設修学分に他制度を利用する
  - ・介護福祉士修学資金貸付事業で生活費加算を受けず、本事業で介護福祉士養成施設における居住費などの生活費への補助を利用する など
- (5) 奨学金の貸与を受けた外国人留学生から奨学金が返還された場合は、補助事業者は、留学生からの返還額に補助率を乗じた金額（県から補助事業者に交付した補助額を上限とする。）を県に返還すること。

#### 5 交付申請

本事業による補助を受けようとする場合、交付要領第6条に定める申請書（第1号様式）を作成し、次に掲げる書類を添付して提出するものとする。

- (1) 在留カードの写し
- (2) 奨学金貸与（給付）規定
- (3) 在学証明書の写し
- (4) 外国人留学生と補助事業者との奨学金の貸与（給付）にかかる契約書の写し（例：貸与決定通知書）

#### 6 交付申請書の提出期限

令和6年9月27日（金）※必着

#### 7 実績報告

本事業に係る実績報告には、交付要領第13条に定める実績報告書（第7号様式）を作成し、次に掲げる書類を添付して提出するものとする。

- (1) 奨学金の支給を行ったことが確認できる書類の写し（銀行振込書など）

(2) 修学機関を在籍、卒業、休学等していることを証する修学機関が発行する書類の写し

## 8 補助金対象者状況報告

補助事業者（奨学金を給付する事業者を除く。）は、本事業実施後、貸与した奨学金について、外国人留学生が補助事業者へ返還を要さなくなるまでの間、毎年4月10日までに補助金対象者の状況を様式1により県に報告しなければならない。

## 9 留意事項

(1) 補助金交付要領、申請書類様式等については、以下の県ホームページに掲載しています。申請前に、これらの書類について必ず確認してください。

[https://www.pref.mie.lg.jp/FUKUSHI/HP/000228801\\_00002.htm](https://www.pref.mie.lg.jp/FUKUSHI/HP/000228801_00002.htm)

(2) 補助対象期間は令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間のうち、留学生が日本語学校又は介護福祉士養成施設に在籍している期間とします。ただし、年度途中で当該修学機関を卒業したものは、令和7年3月31日までの補助対象期間とします。

(3) 本補助金に係る関係書類（帳簿や証拠書類等）は、事業完了後の翌年度から5年間保管していただく必要があります。

## 10 提出先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県医療保健部 長寿介護課 居宅サービス・介護人材班 宛て

※封筒に「三重県外国人留学生への奨学金支給に係る支援事業費補助金」と記入すること

## 11 問合せ先

三重県医療保健部 長寿介護課 居宅サービス・介護人材班

Tel 059-224-2262

Email [chojus@pref.mie.lg.jp](mailto:chojus@pref.mie.lg.jp)